



平成29年11月28日

フィリピン共和国ダバオ市との環境姉妹都市提携 に関する覚書の締結について

このたび、フィリピン共和国（以下「フィリピン」）ダバオ市と環境姉妹都市（グリーン・シスター・シティ）提携に関する覚書を締結することになりましたので、お知らせいたします。

北九州市の環境姉妹都市提携は、平成24年11月のインドネシア共和国・スラバヤ市との締結以来、約5年ぶり2回目となります。同覚書の締結により、官民連携による都市インフラシステムの輸出を強力に推進し、我が国の成長戦略をけん引するとともに、地域経済の活性化を図ります。

記

1 環境姉妹都市締結式

- (1) 日 時：平成29年11月28日（火）14：20～14：50
- (2) 場 所：北九州市役所本庁舎4階 記者会見室
- (3) 締 結 者：北九州市長、ダバオ市長
- (4) 覚書概要：両市の発展に効果的かつ相互利益を推進拡大するため、低炭素社会づくり、資源循環の仕組みづくり、両市職員の人材育成などについての協力関係の構築を目指すもの

2 添付資料

- (1) ダバオ市と北九州市の環境姉妹都市提携に関する覚書（日本語訳）：別紙1

【お問い合わせ先】

北九州市環境局環境国際戦略課（アジア低炭素化センター）

Tel. 093-662-4020 担当課長：本島 担当係長：高塚

ダバオ市（フィリピン共和国南ダバオ州）と北九州市（日本国福岡県）の
環境姉妹都市提携に関する覚書

ダバオ市（フィリピン共和国南ダバオ州）と北九州市（日本国福岡県）は（以後“当事者”
と呼称）、

両市の友情と相互理解を深め、両市の機関とその市民にとって有益な関係を推進すること
を望み；

両市が平等と相互利益の原則の重要性を認識し；

2016年11月15日のダバオ市で署名されたフィリピン共和国ダバオ市と日本国北
九州市間の戦略的環境パートナーシップ協定を思い起こし；

両国のそれぞれの支配法規制に則り；

下記の理解に至った。：

第1条 目的

本覚書は、両都市の発展に効果的かつ相互利益を推進拡大するための環境姉妹都市協力
関係を構築することを目的とする。

第2条 協力範囲

両市は下記の環境分野における両国の法律と条例に従い本覚書の実施に取り組むもの

とする。

A 低炭素社会

B 資源循環

C 両市職員の人材育成

D 他分野の協力については署名による双方の合意によるものとする。

第3条 技術的合意

1. 本覚書の実施促進は本覚書の条項で取決め合意をするものとする。但し、第2条に記載した分野を範囲としなければならない。
2. 取決めは本覚書に従い、プログラム、プロジェクトスケジュール表、関係職員、財務に関する取決め、両市の負うべき責任、その他必要な事項を明記しなければならない。
3. 当事者は、両市の相互利益を創造するための各プログラムだけでなく、第2条に記載した分野の実施に関して第三者の参加を促すことができる。

第4条 財務に関する取決め

1. 本覚書を履行するための活動は、両市の資金と職員を活用するものとする。
2. 両市の合意が無いケースについては、各市がそれぞれ本覚書の履行費用を負担するものとする。

第5条 共同作業グループ

1. 両市は共同作業グループを設置しプログラムの立案、計画、作成、提言、本覚書に従った協力の進捗をモニター、評価するものとする。
2. 共同作業グループのメンバーは両市の代表から構成されなければならない。共同作業グループは両市双方の合意のもと必要に応じ、民間セクターを招聘しグループの協議に参加させることができる。

3. 共同作業グループは、必要に応じてダバオ市または北九州市で会合をもつものとする。

第6条 知的所有権

1. 一方の市は他方の市の知的所有権をそれぞれの市が属する国の関連法規制に従って保護しなければならない。
2. 特別な取決めを含め、プログラム、または、プロジェクトが知的財産になった場合、当該知財は共同の知財とし、両市は別に取決めを締結し、それぞれの国内法規制に従って当該知財を管理しなければならない。
3. 本覚書を履行するに当たり、一方の市が他方の市から提供された、あるいは、作成された機密データや機密情報の開示を希望する場合、開示を希望する市は、当該データあるいは情報を開示する前に、他方の市から書面同意を得なくてはならない。

第7条 職員の活動の制限

両市は、本覚書の下で活動する職員に対して主催市国の法規制の遵守行動、主催市国内政を阻害しない義務を負わせ、本覚書の目的と矛盾する活動を控えさせる保証をしなければならない。

第8条 一時停止

両市は、国家の安全、国益、治安、公衆衛生などの理由により本覚書の全部あるいは一部の履行を一時的に停止する権利を留保するものとする。一時停止の通知は、一方の市から他方の市に行われ直ちに効力を発するものとする。

第9条 紛争解決

本覚書の解釈や履行における不一致は、両市間の協議と折衝により友好的に解決されなければならない

第10条 修正

1. 本覚書は書面による双方の合意により何時でも訂正または修正できるものとする。
当該訂正または修正は両市が定めた日時より効力を発するものとし、本覚書の不可分の一部を形成するものとする
2. 如何なる訂正、修正、変更もそれまでの本覚書に拠る、あるいは、基づいた権利と義務を害するものではない

第11条 効力の発生、期間と中途終了

1. 本覚書は署名した日から効力を発するものとする；
2. 本覚書の有効期間は3年間とする。但し、有効期間が満了する日の1か月前までに、両市いずれの当事者からも書面による本覚書終了の意思表示がない場合は、本覚書は同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2017年11月28日、本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、両市長がそれぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

フィリピン共和国

南ダバオ州

ダバオ市

日本国

福岡県

北九州市

SARA Z. DUTERTE

市長

KENJI KITAHASHI

市長